

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等
実施協定書の認可に係る協議について

実施協定の認可に係る同意協議への対応について

【結論】認可に対するカジノ管理委員会としての意見

大阪府及び大阪IR株式会社が、令和5年9月8日付けで、国土交通大臣に申請した、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等 実施協定書」(以下「実施協定書」という。)について、カジノ管理委員会は、国土交通大臣が認可することに問題はないと認め、令和5年9月12日付け国土交通大臣からの当該認可に係る協議に対し、カジノ管理委員会委員長が同意することとする。

【理由】検討の経緯

- 実施協定は、区域整備計画の認定後、都道府県等とIR事業者とが協力して、その計画の着実な実施を図ることを担保するために締結が求められるものであり、国土交通大臣は、大阪府及び大阪IR株式会社から提出された実施協定書の内容が、区域整備計画の着実な実施に資するものであると認めてこれを認可しようとし、上記協議がなされた。
- カジノ管理委員会として、当該協議資料として提供された実施協定書の認可申請内容を、カジノ規制に照らして確認したところ、現時点、これに反するものは認められない(※)。

⇒ 国土交通大臣が実施協定書を認可することについては、カジノ管理委員会の所掌事務及び所管法令に照らし、現時点のものとして、これを了とすることに問題はない。

※ 実施協定は、カジノ事業の免許審査とは、その範囲及び深度が異なるため、仮にカジノ管理委員会が認可に同意したとしても、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(令和4年9月8日)及び実施協定書がカジノ事業の免許の基準に適合していることを何ら保証するものではない。